

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案・概要

目 的

東日本大震災から得られた教訓及び内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に鑑み、**地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用**を促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること。

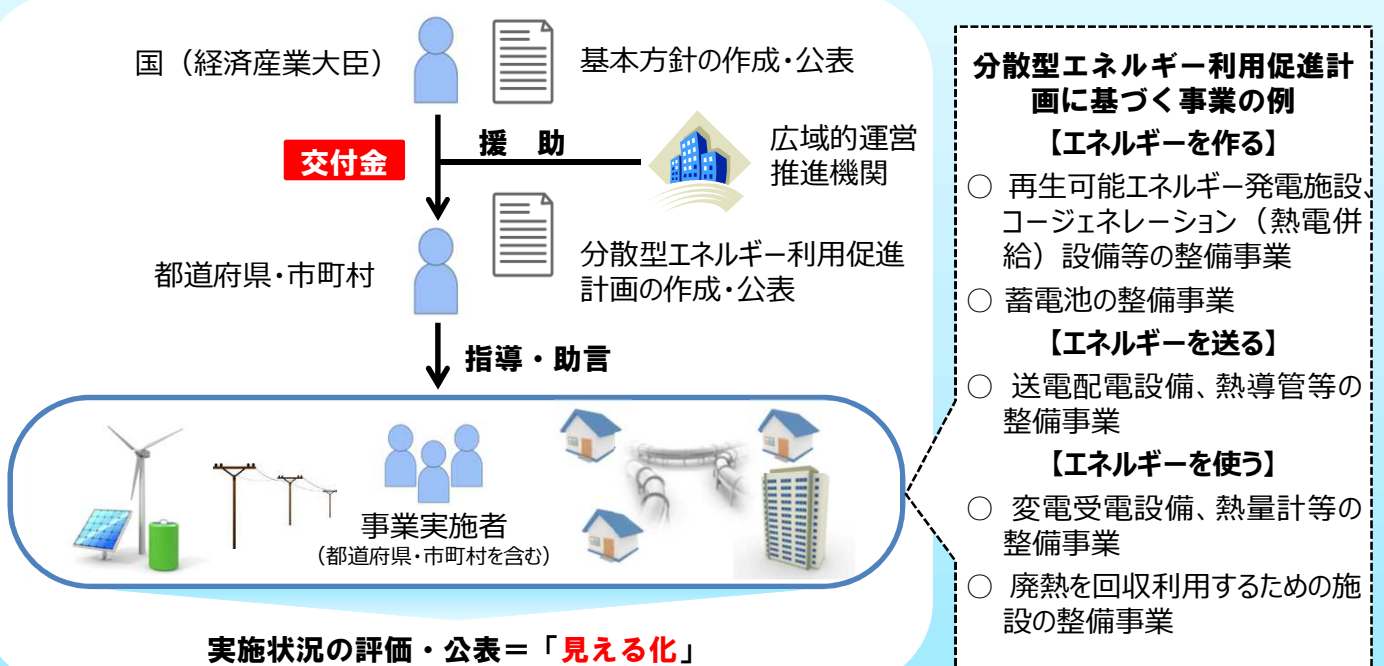
基本理念

- ① エネルギーの使用の目的に応じて適切かつ効率的にエネルギーを使用する観点から、エネルギー事業に係る制度の抜本的な改革の実施状況を踏まえつつ、大規模発電設備による電気の供給を中心とした従来のエネルギー需給に関する施策の見直しが重要という基本的認識の下に行うこと
- ② 電線路、熱導管等の整備を通じて地域エネルギー源を地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用した**エネルギーの地産地消**を推進することにより、(一) 災害時を含む**エネルギーの安定的かつ適切な供給**の確保、(二) **環境負荷の低減**及び(三) エネルギーの**消費者による自主的かつ合理的な選択**の確保に資することを旨とすること
- ③ **地域における適正な経済循環構造**の確立に資することとなるよう配慮しなければならないこと

「分散型エネルギー利用」の定義

- ① 国内の地域に存する再生可能エネルギー源等のエネルギー源（以下「**地域エネルギー源**」）から得られ、又は製造されたエネルギーをその得られ、又は製造された地域において使用すること。
- ② 電気及び熱を併せて供給する設備（**コージェネレーション（熱電併給）設備**）を用いて地域エネルギー源以外のエネルギー源から得られた電気及び熱をその得られた地域において使用すること。
- ③ 国内の地域における事業活動に伴い発生した**廃熱**をその発生した地域において使用すること。

分散型エネルギー利用の促進に係る措置



そ の 他

- 国・地方公共団体は、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 規制の特例措置や熱供給支援策の検討 ○ エネルギー政策基本法に「地域エネルギー源の活用」等を追加
- 広域的運営推進機関が送配電等業務指針を策定・変更するに当たっては、都道府県及び市町村に意見を述べる機会が与えられるものとし、また、経済産業大臣が「地域エネルギー源の活用」の観点から供給計画の変更を勧告・命令することができることとする（電気事業法の一部改正）。